

国民健康保険 高額介護合算療養費制度

○70歳未満の限度額一覧表

所得区分	限度額（医療保険＋介護保険）
保険税課税所得 901万円超の世帯	212万円
保険税課税所得 600万円から 901万円以下の世帯	141万円
保険税課税所得 210万円から 600万円以下の世帯	67万円
保険税課税所得 210万円以下の世帯	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※1 保険税課税所得とは、国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等です。

○計算事例

住民基本台帳上の世帯

世帯構成	区分	年齢	医療分負担額	介護分負担額
夫	非課税	68歳	15万円	10万円
妻		66歳		17万円

※70歳未満の医療分負担額は、保険適用となった自己負担額のうち、医療機関ごと（入院・外来別）で1か月に2万1千円以上のものが合算対象になります。

計算結果

夫	医療分負担額	15万円	
	介護分負担額	10万円	
妻	介護分負担額	17万円	
合計額		42万円	15万円＋10万円＋17万円
限度額（区分：一般）		34万円	
支給額		8万円	42万円－34万円

支給額については、医療保険と介護保険の自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支給されます。

○70歳以上の限度額一覧表

平成30年7月まで

所得区分	限度額（医療保険+介護保険）
現役並み所得者（3割負担）	67万円
一般	56万円
低所得2※1	31万円
低所得1※1	19万円※2

平成30年8月以降

所得区分	限度額（医療保険+介護保険）
現役並み3（3割負担） 課税所得690万円以上	212万円
現役並み2（3割負担） 課税所得380万円以上	141万円
現役並み1（3割負担） 課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得2※1	31万円
低所得1※1	19万円※2

※1 世帯全員が住民税非課税の場合で、年金収入が80万円以下、かつ所得が0円の世帯が低所得1に、それ以外は低所得2になります。

※2 世帯内に複数の介護保険受給者がいる場合は、限度額が31万円になります。

○計算事例

住民基本台帳上の世帯

世帯構成	区分	年齢	医療分負担額	介護分負担額
夫	一般	73歳	42万円	10万円
妻		72歳		28万円

計算結果

夫	医療分負担額	42万円	
	介護分負担額	10万円	
妻	介護分負担額	28万円	
合計額		80万円	42万円+10万円+28万円
限度額（区分：一般）		56万円	
支給額		24万円	80万円-56万円

支給額については、医療保険と介護保険の自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支給されます。